

" "	" "	七一の一	六号
" "	" "	六七の一	七号

6 鶴川災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線、標柱四号と五号とを能都町道波並鶴川線の官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱五号と一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

鳳至郡能都町字鶴川二六字四九の甲	標柱の所在地	標柱番号
" "	" "	一号
" "	" "	二号
" "	" "	三号
" "	" "	四号
" "	" "	五号

7 波並災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線、標柱四号と五号とを能都町道波並黒郷線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱五号と六号とを能都町道波並中央通線の官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱六号と一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

鳳至郡能都町字波並一八字三五	標柱の所在地	標柱番号
" "	" "	一号
" "	" "	二号
" "	" "	三号
" "	" "	四号

" "	" "	一八字一一	五号
" "	" "	三〇の一	六号

8 天保島災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次能都町道天保島本線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱四号から七号までを順次直線で結んだ線、標柱七号と八号とを同町道の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱八号と九号とを県道宇出津港線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱九号と十号とを能都町道田中学校線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱十号から二十八号までを順次直線で結んだ線及び標柱二十八号と一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

鳳至郡能都町字宇出津ク字一六六の三	標柱の所在地	標柱番号
" "	" "	一号
" "	" "	二号
" "	" "	三号
" "	" "	四号
" "	" "	五号
" "	" "	六号
" "	" "	七号
" "	" "	八号
" "	" "	九号
" "	" "	一〇号
" "	" "	一一号
" "	" "	一二号
" "	" "	一三号
" "	" "	一四号
" "	" "	一五号

" "	" "	七九	一六号
" "	" "	一六七	一七号
" "	" "	一九〇	一八号
" "	" "	ク字一〇	一九号
" "	" "	四二	二〇号
" "	" "	六五	二一号
" "	" "	九六の一	二二号
" "	" "	一一四	二三号
" "	" "	一一八の二	二四号
" "	" "	一二四	二五号
" "	" "	一三七	二六号
" "	" "	一五四	二七号
" "	" "	一六一	二八号

9 古君災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次直線で結んだ線、標柱十二号と十三号とを古君川右岸官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱十三号と一号とを県道鶴川曾良比良線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

鳳至郡穴水町字古君ハの部七三	標柱の所在地	標柱番号
" "	" "	一号
" "	" "	二号
" "	" "	三号
" "	" "	四号
" "	" "	五号
" "	" "	六号
" "	" "	七号
" "	" "	八号
" "	" "	九号

10 馬場災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と二号とを仁岸川の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号と三号とを直線で結んだ線、標柱三号と四号とを門前町道剣地山手線の官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱四号と一号とを県道剣地穴水線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

"	"	"	"	四	一〇号
"	"	"	字古君ハの部二	一一号	一一号
"	"	"	三	一二号	一二号
"	"	"	七	一三号	一三号

11 剣地災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と一号とを県道剣地穴水線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

"	"	"	"	一三	一号
"	"	"	"	一四	二号
"	"	"	"	一五	三号
"	"	"	"	一六	四号
"	"	"	"	一七	五号
"	"	"	"	一八	六号
"	"	"	三・四 合併	一九	七号

12 横町災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線、標柱四号と五号とを門前町道横町本山線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱五号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と一号とを鬼屋川右岸の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

"	"	"	"	一〇二	五号
"	"	"	ハの部二二五の一	一〇三	六号

13 皆月災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

"	"	"	"	一	一号
"	"	"	"	二	二号
"	"	"	"	三	三号
"	"	"	字鬼屋五字九	四	四号
"	"	"	"	五	五号
"	"	"	字走出二字二七	六	六号
"	"	"	"	七	七号
"	"	"	四八	八	八号

14 小木元町災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次直線で結んだ線及び標柱十三号と一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

"	"	"	"	一〇五	五号
"	"	"	"	一八〇の二	六号
"	"	"	"	一六五の一	七号

15 小木西町災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次直線で結んだ線及び標柱十六号と一号とを内浦町道百十六号線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

"	"	"	"	一	一号
"	"	"	"	二	二号
"	"	"	"	三	三号
"	"	"	"	四	四号
"	"	"	"	五	五号
"	"	"	"	六	六号
"	"	"	"	七	七号
"	"	"	"	八	八号
"	"	"	"	九	九号
"	"	"	ヲ字一四	一〇	十号
"	"	"	一三字四五	一一	十一号
"	"	"	四四の一	一二	十二号
"	"	"	三五	一三	十三号
"	"	"	三六の壬	一四	十四号
"	"	"	"	一五	十五号
"	"	"	"	一六	十六号

16 珠洲郡内浦町字小木一四字一の七
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次直線で結んだ線及び標柱十三号と一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

"	"	"	"	一〇三	一号
"	"	"	"	一〇字一〇〇	二号
"	"	"	"	一〇〇	三号
"	"	"	"	一二字三一	四号
"	"	"	"	二八の二	五号
"	"	"	"	二五の二	六号
"	"	"	"	一八の甲	七号

石川建六九号

<p>16 庄崎一号災害危険区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次直線で結んだ線、標柱六号と七号とを県道宇出津松波線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱七号と八号とを直線で結んだ線及び標柱八号と一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域</p>		<p>珠洲郡内浦町字小木一〇字二の一 又三七 三五の甲 九字一の乙 九の丁 又二七 二五 九字一 一四字一の三 一〇字一〇〇 一〇〇 一二字三一 二八の二 二五の二 一八の甲 ヲ四</p>	<p>一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六</p>
<p>珠洲郡内浦町字小木タの部六七 六六 六四 六一の二 五九の一</p>	<p>標柱の所在地</p>	<p>標柱番号</p>	<p>一 二 三 四 五 号</p>

<p>17 梨谷小山災害危険区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次直線で結んだ線及び標柱八号と一号とを志賀町道堀松梨谷小山線の官民地境界線で結んだ線により囲まれた区域</p>		<p>五八 六一の三 六九の二</p>	<p>六 七 八 号</p>
<p>羽咋郡志賀町字神代ヤの部七 二 クの部一一の一</p>	<p>標柱の所在地</p>	<p>標柱番号</p>	<p>一 二 三 号</p>

<p>18 神代災害危険区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次直線で結んだ線及び標柱五号と一号とを志賀町道堀松神代線に沿って結んだ線により囲まれた区域</p>		<p>一三 一五八の乙 一五八の乙 一五四 ヲ七 一六字六四 六四</p>	<p>一 二 三 四 五 六 七 八 号</p>
<p>羽咋郡富来町字赤崎イの部一〇 五八の一 五〇 ソの部三の甲 二 一五 三二 レの部三九 三九</p>	<p>標柱の所在地</p>	<p>標柱番号</p>	<p>一 二 三 四 五 六 七 八 九 号</p>

<p>19 赤崎一号災害危険区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次直線で結んだ線及び標柱九号と一号とを県道深谷中浜線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域</p>		<p>ノの部五三 ムの部八六</p>	<p>四 五 号</p>
<p>羽咋郡富来町字赤崎ロの部一 二六〇 二二八</p>	<p>標柱の所在地</p>	<p>標柱番号</p>	<p>一 二 三 号</p>

石川建六九号

21 風無二号災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次直線で結んだ線及び標柱十号と一号とを富来町道二十三号線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
七三の甲	九三の乙	八七	一〇五の三	一一〇	一七六の甲	一七六の丙	四	五	六
一〇号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三	二	一
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号

22 福浦一号災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次直線で結んだ線及び標柱十一号と一号とを福浦港臨港道路、県道生神高浜線及び県道中島福浦港線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
五七	二三	二九	三三の一	一一の二	一一の四	二六の二	四四	二	三	四
一〇号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	一
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号

23 福浦二号災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次直線で結んだ線及び標柱九号と一号とを神川左岸の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
三四	七三	一一三	一六三	一七二の一	ミ	一〇八	一〇一	メ一五四	六二の甲
一一号	一〇号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号

24 外災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と一号とを一般国道二百四十九号線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
ケ九	九	一〇〇	一〇六の一	八二の一	三の部六五
九号	八号	七号	六号	五号	四号
号	号	号	号	号	号

25 浜田災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
ソ五一の五	イ二九の一	二八	五三	子五五	六	七
六号	五号	四号	三号	二号	一号	一
号	号	号	号	号	号	号

26 鹿島郡中島町字河崎子の部一の二

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
五七の一	三の部六五	八二の一	一〇六の一	一〇〇	字浜田イの部七の三	鹿島郡中島町字河崎子の部一の二
七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号
号	号	号	号	号	号	号

ルの部一	五号
二	六号

2 佐々波災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と一号とを一般国道百六十号の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域。ただし、道路敷きを除く。

七尾市佐々波町ト三八	標柱の所在地	標柱番号
一	三一六	一号
二	三一六	二号
三	三一六	三号
四	三一六の七	四号
五	二二一の甲	五号
六	二二一の乙	六号

3 大泊一号災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次直線で結んだ線及び標柱十号と一号とを一般国道百六十号の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

七尾市大泊町三四字八	標柱の所在地	標柱番号
一	一三	一号
二	一八の甲	二号
三	ツ四〇	三号
四	三	四号
五	三	五号
六	子五六	六号

山林ホの一	七号
堂ノ上二五	八号
ノ五	九号
三三三三五〇	一〇号

4 大泊二号災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次直線で結んだ線及び標柱五号と一号とを一般国道百六十号の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

七尾市大泊町三六の部四九	標柱の所在地	標柱番号
一	城外の部一四	一号
二	宮の高の部一	二号
三	山林ワの部一	三号
四	三六の部四	四号
五		五号

5 大泊三号災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次直線で結んだ線及び標柱十三号と一号とを一般国道百六十号の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

七尾市大泊町三五字三六	標柱の所在地	標柱番号
一	三六字三の二	一号
二	ワ六〇	二号
三	六九	三号
四	七三	四号
五		五号

カ六	六号
ヨ四	七号
一四	八号
三三二	九号
三四字一九の甲	一〇号
六	一一号
一三	一二号
三五字一	一三号

(昭五二・八・五)
石川県告示四三六

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

1 大泊四号災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次直線で結んだ線及び標柱十号と一号とを一般国道百六十号線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域から道路敷きを除いた区域

七尾市大泊町参拾貳の部一〇の一番地	標柱の所在地	標柱番号
一	九	一号
二	口の部の一	二号
三	下泊山の部三七	三号
四	ユの部六	四号
五	サの部二九	五号
六	上泊山の部六	六号
七	一〇	七号
八		八号

2 杉野屋災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次直線で結んだ線及び標柱五号と一号とを志雄町道杉野屋本線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域から道路敷きを除いた区域

標柱の所在地	標柱番号
羽咋郡志雄町字杉野屋ムの一部四番地	一号
" " " " " " " " " " " "	二号
" " " " " " " " " " " "	三号
" " " " " " " " " " " "	四号
" " " " " " " " " " " "	五号

3 子浦災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線及び標柱四号と一号とを志雄町道子浦中央線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域から道路敷きを除いた区域

標柱の所在地	標柱番号
羽咋郡志雄町字子浦子の部一六五番地	一号
" " " " " " " " " " " "	二号
" " " " " " " " " " " "	三号
" " " " " " " " " " " "	四号

標柱の所在地	標柱番号
羽咋郡志雄町字子浦子の部一六五番地	一号
" " " " " " " " " " " "	二号
" " " " " " " " " " " "	三号
" " " " " " " " " " " "	四号

(昭五二・一一・二五) 石川県告示六四七

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

横見災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と一号とを一般国道二百四十九号の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域から道路敷きを除いた区域

標柱の所在地	標柱番号
鹿島郡中島町字横見ヌの一部一六の五番地	一号
" " " " " " " " " " " "	二号
" " " " " " " " " " " "	三号
" " " " " " " " " " " "	四号
" " " " " " " " " " " "	五号
" " " " " " " " " " " "	六号
" " " " " " " " " " " "	七号

(昭五三・五・二六) 石川県告示三四六

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)第三条第一項の規定により指定した災害危険区域の区域を次のとおり変更する。

1 馬場災害危険区域に加える区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱四号と五号とを門前町道剣地山手線の官民地境界線に沿って結ん

だ線、標柱五号と六号とを直線で結んだ線、標柱六号と七号とを門前町道剣地山手線の官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱七号と四号とを門前町道剣地山手線及び県道剣地六水線のそれぞれの官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域から道路敷きを除いた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡門前町字馬場ホの部三八・四一合併	四号
" " " " " " " " " " " "	五号
" " " " " " " " " " " "	六号
" " " " " " " " " " " "	七号

2 横田災害危険区域に加える区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と二号とを直線で結んだ線、標柱二号と九号とを直線で結んだ線、標柱九号から十一号までを順次直線で結んだ線及び標柱十一号と一号とを中島町道横田八幡社線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域から道路敷きを除いた区域

標柱の所在地	標柱番号
鹿島郡中島町字横田甲の部一三	一号
" " " " " " " " " " " "	二号
" " " " " " " " " " " "	九号
" " " " " " " " " " " "	十号
" " " " " " " " " " " "	十一号

(昭五三・五・二六)
石川県告示三四七

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

1 鹿渡島一号災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次直線で結んだ線及び標柱十八号と一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
七尾市鶴浦町字十一の部一	一号及び 二号
字十二の部一	三号
字十二の部三	四号及び 五号
字口の部一一の一	六号、七 号及び八 号
"	九号
"	十号
字一一の部一五	十一号及 び十二号
"	十三号
"	十四号及 び十五号
"	十六号
"	十七号及 び十八号

2 鹿渡島二号災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から第十五号までを順次直線で結んだ線及び標柱十五号と一号とを七尾市道崎山二号線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域から道路敷きを除いた区域

標柱の所在地	標柱番号
七尾市鶴浦町字九の部一三	一号
"	二号及び 三号
字イの部三三	四号から 十号まで
"	十一号
字九の部三〇の乙	十二号及 び十三号
三〇の甲の二	十四号
二五	十五号
二四の一	

3 宿女災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から第七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と一号とを志賀町道宿女坪野連絡線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域から道路敷きを除いた区域

標柱の所在地	標柱番号
羽咋郡志賀町字宿女夕の部五四	一号
"	二号
字岩田六の部二三	三号

"	字宿女レの部七〇	四号
"	"	八号
"	一の部一三	五号
"	ソの部三三の二	六号
"		七号

(昭五四・一〇・二六)
石川県告示六二六

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)第三条第一項の規定により指定した災害危険区域のうち、次の区域の指定は解除する。

末寺災害危険区域の区域から、次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱二号とを寺井町道七十四号線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号から九号までを順次直線で結んだ線及び標柱九号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域を除いた区域

標柱の所在地	標柱番号
能美郡寺井町字末寺イ三九番	一号
"	二号
"	三号
辛四九番	四号
"	五号
"	六号
"	七号
"	八号
イ三九番	九号

(昭五八・一・一八)
石川県告示三一

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

1 藤波災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域を表示する標柱(以下「標柱」という。)一号から五号までを順次直線で結んだ線及び標柱五号と標柱一号とを国道二百四十九号線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡能都町藤波一八字八四番二	一号
" " " " " " 八三番	二号
" " " " " " 四九番二	三号
" " " " " " 六一番	四号
" " " " " " 六四番一	五号

2 波志借災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と二号とを穴水町道波志借線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号から四号までを順次直線で結んだ線及び標柱四号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡穴水町波志借字ハノ部一番	一号
" " " " " " 三二番	二号
" " " " " " 字赤坂二九番甲	三号
" " " " " " 二五番甲	四号

3 城山災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次直線で結んだ線及び標柱五号と標柱一号とを穴水町道城山線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡穴水町城山ラノ部一八三番二	一号
" " " " " " 一九七番一三	二号
" " " " " " " " " "	三号
" " " " " " " " " "	四号
" " " " " " 一九六番二	五号

4 志ヶ浦災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱二号とを穴水町道志ヶ浦線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号と標柱三号とを区道に沿って結んだ線、標柱三号から八号までを順次直線で結んだ線及び標柱八号と標柱一号とを宅地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡穴水町志ヶ浦力字二四甲番	一号

5 深見二号災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱二号とを門前町道道下深見線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号と標柱三号とを直線で結んだ線、標柱三号と標柱四号とを十一字一番と十二字一番の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から七号までを順次直線で結んだ線、標柱七号と標柱八号とを十一字一番と十二字一番の境界線に沿って結んだ線及び標柱八号と標柱一号とを十字と十一字、十二字一番の境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

" " " " " " " "	七字一八五番
" " " " " " " "	" " 一八六番
" " " " " " " "	" " 一一八甲番
" " " " " " " "	" " 一二三番
" " " " " " " "	" " 一六二番
" " " " " " " "	" " 一五〇番合併
" " " " " " " "	" " 一五一番合併
" " " " " " " "	カ字二一番

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡門前町大字深見一一字一番	一号
" " " " " " " "	二号
" " " " " " " "	三号
" " " " " " " "	四号
" " " " " " " "	五号
" " " " " " " "	六号
" " " " " " " "	七号
" " " " " " " "	八号

6 中笠師災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と標柱一号とを笠師川左岸官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鹿島郡中島町笠師ラ部二	一号
" " " " " 五部一七の二	二号
" " " " " 一七の乙	三号
" " " " " 二六の甲	四号
" " " " " 二六の乙	五号
" " " " " ソ部一八七の一	六号
" " " " " 一八七の二	七号

(昭五八・三・八)
石川県告示一二七

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

穴水鶴島災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域を表示する標柱(以下「標柱」という)一号から六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを穴水町道鶴島・乙ヶ崎線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡穴水町鶴島ホ一〇番丙	一号標柱
" " " " " 一二番	二号
" " " " " 二一番甲	三号
" " " " " 老之部一八番乙	四号
" " " " " 二六番	五号
" " " " " 二四番二	六号

(昭五九・四・二〇)
石川県告示二六〇

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

1 朝日町災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域を表示する標柱(以下「標柱」という)一号と標柱二号とを直線で結んだ線、標柱二号と標柱三号とを鶴来町道朝日町十号線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱三号から六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
石川郡鶴来町朝日町一七〇番二	一号
" " " " " 一一一番一地先の	二号

道路敷	道路敷	道路敷	道路敷	標柱番号
" " " "	" " " "	" " " "	一一〇番五地先の	三号
" " " "	" " " "	" " " "	二五番地先の道路敷	四号
" " " "	" " " "	" " " "	一一八番一	五号
" " " "	" " " "	" " " "	一七〇番二	六号

2 大谷後町災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次直線で結んだ線及び標柱五号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
珠洲市大谷町一七部一四番二	一号
" " " " " 一八部二二	二号
" " " " " 一八部五六番四	三号
" " " " " 一八部九三番甲	四号
" " " " " 一七部七八番一	五号

3 小泊災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次直線で結んだ線及び標柱五号と標柱一号とを主要地方道大谷狼煙飯田線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
珠洲市三崎町小泊一九字九三番一	一号
" " " " " 一九字九〇番	二号
" " " " " 四一宇一一番	三号

〃	〃	三三三二九番一	四号
〃	〃	一七字二三番二	五号

4 立壁災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次直線で結んだ線及び標柱八号と標柱一号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
珠洲郡内浦町立壁一部二番	一号
〃	二号
〃	三号
〃	四号
〃	五号
〃	六号
〃	七号
〃	八号

(昭五九・一二・二八)
石川県告示七九一

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

1 野田二号災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域を表示する標柱(以下「標柱」という)一号から六号までを順次直線で結んだ線及び標柱六

号と標柱一号とを主要地方道珠洲穴水線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡柳田村字柳田梅三一	一号
〃	二号
〃	三号
〃	四号
〃	五号
〃	六号

2 小木ノ又災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱二号とを言若川の左岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と標柱一号とを柳田村道笹川宇出津線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡柳田村字合鹿一二部四四番一	一号
〃	二号
〃	三号
〃	四号
〃	五号
〃	六号
〃	七号

3 長沢災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次直線で結んだ線、標柱五号と標柱六号と

を県道滝又三井線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱六号と標柱七号とを直線で結んだ線及び標柱七号と標柱一号とを輪島市道長沢一号線・輪島市道長沢三号線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市三井町長沢一〇部五番一	一号
〃	二号
〃	三号
〃	四号
〃	五号
〃	六号
〃	七号

4 小田屋災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱二号とを輪島市道名舟四号線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号と標柱三号とを主要地方道珠洲里線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱三号と標柱四号とを輪島市道里九号線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱四号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と標柱一号とを尊利地川の右岸官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市小田屋町イ二番一	一号
〃	二号
〃	三号
〃	四号

見上林三番	五号
見上林四番一	六号
尊利地町二部一番	七号

(昭六〇・一・一八)
石川県告示三一

石川県建築基準条例（昭和四十九年石川県条例第六十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

1 漆原災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次直線で結んだ線、標柱八号と標柱九号とを能都町道一級一号線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱九号と標柱十号とを能都町道宇出津百二十三号線の官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱十号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡能都町宇出津山分三三番四番三	一号
ラ字三五番	二号
ラ字四六番	三号
ラ字四九番	四号
ラ字五四番	五号
二五字一五番	六号
二五字一一番	七号
二五字六番	八号
二五字二四番一	九号
二五字三八番	一〇号

石川県建築基準条例（昭和四十九年石川県条例第六十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

1 鹿磯災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域を表示する標柱（以下「標柱」という。）一号から三号までを順次直線で結んだ線、標柱三号と四号とを門前町道鹿磯・出村線、道下・深見線の官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱五号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

(昭六〇・九・一三)
石川県告示五四三

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡門前町宇鹿磯五字五四番	一号
三三番五八番	二号
五七番三〇	三号
一字五一番	四号
三一番	五号

二 東谷内和田災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から一〇号までを順次直線で結んだ線及び標柱一〇号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡門前町宇和田九字二七番	一号

後田谷内字二〇番	二号
藤原戸字三番	三号
二番	四号
九字二番一	五号
一〇番	六号
五番甲	七号
は兵番	八号
	九号
	一〇号

(昭六一・一〇・七)
石川県告示六〇八

石川県建築基準条例（昭和四十九年石川県条例第六十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

1 鹿磯二号災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域を表示する標柱（以下「標柱」という。）一号から五号までを順次直線で結んだ線、標柱五号と標柱六号とを真覚寺川の右岸官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と標柱六号とを門前町道道下・深見線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡門前町宇鹿磯二字一九番乙	一号標柱
一九字三三番	二号
九字九番乙	三号

"	"	六番一	四号標柱
"	"	二番	五号
"	"	二字三四番	六号

2 栃木災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱二号とを門前町道深田・栃木線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号から一七号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一七号とを直線で結んだ線により、囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
--------	------

鳳至郡門前町字栃木カ一	一九番	一号標柱
"	ワ七番二	二号
"	四字五二番	三号
"	"	四号
"	"	五号
"	一四字一	六号
"	六八番	七号
"	タ二八番一	八号
"	一五三〇番	九号
"	三番	一〇号
"	タ六番	一一号
"	タ四番甲	一二号
"	一五字一	一三号
"	ワ六二番	一四号
"	ヨ一番	一五号
"	一六字三四番	一六号
"	三五番	一七号
"	八番	"

3 昭和町災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から三号までを順次直線で結んだ線、標柱三号から五号までを能都町道宇出津八五号線の官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と標柱五号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
--------	------

鳳至郡能都町宇出津	八九四番一	一号標柱
"	九三番一	二号
"	一〇三番四	三号
"	一〇二番甲	四号
"	八九九番	五号

4 間島災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次直線で結んだ線、標柱六号と標柱七号とを能都町道三波九号線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱七号から九号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号とを国道二四九号線・能都町道三波一二号線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
--------	------

鳳至郡能都町字藤波二	八字一五六番二	一号標柱
"	"	二号
"	"	三号
"	九一番	四号
"	四一番	五号
"	イ一二番	六号
"	イ一九番	七号
"	二七字一四〇番	"

"	"	イ三二番二	八号標柱
"	"	イ三五番乙	九号

5 根木災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱二号とを国道二四九号線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号から八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
--------	------

鳳至郡穴水町字根木	二一四七番一	一号標柱
"	ホ三番一	二号
"	ホ三九番一	三号
"	ホ四九番一	四号
"	二一三九番甲	五号
"	二一三七番一	六号
"	二一四二番	七号
"	二一四三番	八号

6 大箱災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号とを柳田村道大箱・中組線の官民境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
--------	------

鳳至郡柳田村字大箱	ソ二三番	一号標柱
"	ソ一五番	二号
"	ソ三六番一	三号

井一〇番二	四号標柱
井九番一	五号
井一番	六号
子五七番丁	七号

7 女原災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線、標柱四号と標柱五号とを手取川の右岸官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と標柱五号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
石川郡尾口村字女原ホ五五	一号標柱
ホ二四番一	二号
ホ二四番二	三号
ホ六六番一	四号
ホ六二番	五号

(昭六三・七・八)
石川県告示四一七

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

1 小木奈古浦災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域を表示する標柱(以下「標柱」という。)一号から十号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号

と標柱十号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
珠洲郡内浦町字小木ラ七番一	一号標柱
ラ七番一	二号
ラ七番一	三号
ラ七番一	四号
ラ七番一	五号
ラ七番一	六号
ラ七番一	七号
ラ七番一	八号
ラ七番一	九号
ラ七番一	一〇号

2 寺家二号災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十二号とを主要地方道大谷・狼煙・飯田線の宮尾地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
珠洲市三崎町寺家ケ六七番一	一号標柱
ケ六八番乙	二号
八字一三番一	三号
一一番	四号
一一番	五号
七番	六号
二番	七号
二番	八号
一番	九号

3 志ヶ浦二号災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から三号までを順次直線で結んだ線、標柱三号と標柱四号とを穴水町道志ヶ浦線の宮尾地境界線に沿って結んだ線、標柱四号から八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

ケ六〇番六	一〇号
ケ六〇番七	一一号
ケ六一番二	一二号

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡穴水町字志ヶ浦ヨ一四二番二	一号標柱
ヨ一三九番四	二号
ヨ一三八番一	三号
カ四七番甲	四号
カ四七番乙	五号
カ五五番	六号
ヨ一三六番	七号
ヨ一三〇番	八号

4 地頭町災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十四号とを主要地方道富来・中島線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
羽咋郡富来町地頭町九字三二六番一	一号標柱

カ三〇五番三
六号

4 杉野屋二号災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と十三号とを志雄町道七十七号線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
羽咋郡志雄町字杉野屋仁七四番	一号標柱
仁六六番	二号
仁六六番	三号
仁六六番	四号
仁六六番	五号
仁六五番	六号
仁六一番	七号
仁二六番三	八号
仁二七番二	九号
仁二五番二	一〇号
仁一九番	一一号
仁一九番	一二号
義三五番	一三号

5 矢駄災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次直線で結んだ線、標柱十号と十一号とを志賀町道六百二十七号矢駄中央線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱十一号と十二号とを直線で結んだ線、標柱十二号と標柱十三号とを志賀町道六百二十七号矢駄中央線の官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十三号とを直線で結んだ線により

囲まれた区域

6 輪島崎災害危険区域

標柱の所在地	標柱番号
羽咋郡志賀町字矢駄七	一号標柱
一五番	二号
一五番	三号
一五番	四号
七一四番	五号
七一四番	六号
七一四番	七号
七一四番	八号
七一四番	九号
七一四番	一〇号
七一四番	一一号
七一四番	一二号
七一四番	一三号
ラ三〇番一	一四号

7 東災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と二号とを輪島市道金蔵・北円山線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と七号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市町野町東レ四番一	一号標柱
式五番一	二号
式七番	三号
式七番	四号
式一八番	五号
式二一番一	六号
イ二番	七号

8 出町災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と八号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市輪島崎町疍四番	一号標柱
疍二八番二	二号
疍三七番一	三号
疍一三番一	四号

口村道瀬戸野一号線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱四号と五号とを直線で結んだ線及び標柱一号と五号とを一級河川尾添川の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
石川郡尾口村瀬戸	一号標柱
ツ二四番六	二号
ツ二四番六	三号
ツ二五番四	四号
ツ二二番一二	五号
ツ二三番三七	五号

15 大箱災害危険区域(拡大)

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線、標柱四号と五号とを柳田村道大箱・中居線の官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と五号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡柳田村字大箱井一番	一号標柱
ウ七六番一	二号
ウ七五番	三号
子六〇番一	四号
子五七番丁	五号

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六

(平成・六・一六)
(石川県告示三七一)

十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。
1 滝災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域を表示する標柱(以下「標柱」という)一号から十五号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と十五号とを結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
羽咋市滝町ワ三二九番	一号標柱
ワ三三一番一	二号
カ二二三番二	三号
カ二一六番	四号
一ノ宮町ヨ八一番	五号
ヨ八〇番	六号
滝町レ三九番	七号
一ノ宮町ヨ一六二番	八号
ヨ一七三番一	九号
ヨ九〇番一	一〇号
滝町レ九三番	一一号
レ七四番二	一二号
レ八五番	一三号
カ二四六番二	一四号
カ二三七番一	一五号

2 石井災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と二号とを直線で結んだ線、標柱二号と三号とを主要地方道珠洲穴水線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱三号から十七号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と十七号とを主要地方道宇出津町野線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

3 須曾災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と四号とを能登島町道五十一号線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡柳田村字石井八二番一	一号標柱
ハ三番二	二号
字柳田仁六八番一	三号
仁七〇番	四号
仁五八番一	五号
仁四四番	六号
仁一五番	七号
仁一一番	八号
仁九番	九号
字石井二四四番甲	一〇号
二六九番	一一号
二二二五番	一二号
リ二二番一	一三号
ハ七七番二	一四号
ハ七〇番一	一五号
ハ六七番	一六号
ハ五八番	一七号

4 洪田災害危険区域

標柱の所在地	標柱番号
鹿島郡能登島町字須曾七	一号標柱
二二三番一	二号
八一九番一	三号
八一九番一	四号
七三三番	四号

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と六号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市波田町ホ三〇番	一号標柱
"	二号
"	三号
"	四号
"	五号
"	六号

5 名舟一号災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と二号とを一般国道二百四十九号線及び輪島市道名舟二号線の官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号から七号までを順次直線で結んだ線並びに標柱一号と七号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市名舟町二二一番一	一号標柱
"	二号
"	三号
"	四号
"	五号
"	六号
"	七号

6 徳成災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と四号とを輪島市道徳成二号線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市町野徳成へ九六番一	一号標柱
"	二号
"	三号
"	四号

7 川尻災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と六号とを主要地方道能都穴水線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡穴水町字川尻タ二九番	一号標柱
"	二号
"	三号
"	四号
"	五号
"	六号

8 宇加川災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と十一号とを主要地方道能都穴水線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡穴水町字宇加川ワ一七一番	一号標柱
"	二号
"	三号
"	四号

標柱の所在地	標柱番号
"	五号
"	六号
"	七号
"	八号
"	九号
"	一号

9 中居南災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次直線で結んだ線及び一号と五号とを穴水町道中居線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡穴水町字中居ワ六七番一	一号標柱
"	二号
"	三号
"	四号
"	五号

10 白山災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次直線で結んだ線、標柱七号と八号とを主要地方道七尾輪島線の官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と八号とを主要地方道七尾輪島線の官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡穴水町字川島へ六八番一	一号標柱
"	二号
"	三号
"	四号

号から八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と八号とを県道深田・片野・下福田線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
加賀市片野町イ一番一	一 号
京五六番一	二 号
京五六番一	三 号
京五五番一	四 号
京五四番一	五 号
京五四番一	六 号
四 六七番一	七 号
四 六九番一	八 号

2 福水災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次直線で結んだ線並びに標柱一号と十八号とを一般国道四百十五号及び市道邑知八十二号線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
羽中市福水町カ一二番一	一 号
ヨ八三番	二 号
ヨ六六番	三 号
カ一八番乙	四 号
カ四七番	五 号
ヨ一二二番	六 号
カ七二番	七 号
カ七七番一	八 号
ナ一九番三	九 号
ナ二番三	一〇号
カ八三番	一一号

カ六四番	一二号
カ二七番乙	一三号
カ四二番	一四号
カ二四番	一五号
カ一八番甲一	一六号
カ一五番甲	一七号
カ一五番甲	一八号

3 深田災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次直線で結んだ線並びに標柱一号と六号とを町道深田住宅線、深田栃木線及び深田一号線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡門前町字深田壹三五番一	一 号
壹三五番三	二 号
壹四七番	三 号
イ八番	四 号
イ五番	五 号
イ二番五	六 号

4 宇出津山分災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線、標柱四号と五号とを町道百六号線の道路敷境界線に沿って結んだ線、標柱五号と六号とを町道二級九号線の道路敷境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と六号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡能都町字宇出津山分	一 号
参字七四番二	一 号

参字七一番五	二 号
参字七一番三	三 号
参字七一番二	四 号
参字七一番五	五 号
参字六九番二	六 号

5 梅の木二号災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と十一号とを町道一級一号線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡能都町字宇出津千字一〇六番	一 号
千字一〇九番一	二 号
千字一〇三番	三 号
千字一〇二番	四 号
宇出津山分	五 号
参〇字一七三番	六 号
参〇字一三〇番	七 号
ル字一五番乙二	八 号
ル字四番一	九 号
ル字三番一	一〇号
宇出津千字五九番八	一一号
千字五九番一	一一号

6 小間生災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と九号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡柳田村字小間生イ二八番	一 号

〃	〃	〃	五 一〇番	七 号
〃	〃	〃	五 二二番	八 号
〃	〃	〃	五 二八番	九 号

13 南災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次直線で結んだ線、標柱六号から九号までを門前町字南ホ四十七番地境界線に沿って結んだ線並びに標柱九号と十号及び標柱一号と十号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

鳳至郡門前町字南巷五七番	標柱の所在地	標柱番号
〃	カ二七番	一 号
〃	カ二六番	二 号
〃	ソ二番乙	三 号
〃	ハ七番	四 号
〃	ホ四七番	五 号
〃	ホ四七番	六 号
〃	ホ四七番	七 号
〃	ホ四七番	八 号
〃	ホ四七番	九 号
〃	巷五七番	一〇号

14 曾良災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と六号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

鳳至郡穴水町曾良り字六九番	標柱の所在地	標柱番号
〃	〃	一 号

〃	〃	〃	二〇字一六番	二 号
〃	〃	〃	二〇字一三番	三 号
〃	〃	〃	二〇字六番	四 号
〃	〃	〃	二〇字三番一	五 号
〃	〃	〃	リ字一八番乙	六 号

15 梶災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と六号とを県道珠洲・穴水線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

鳳至郡穴水町梶式字二八番	標柱の所在地	標柱番号
〃	〃	一 号
〃	〃	二 号
〃	〃	三 号
〃	〃	四 号
〃	〃	五 号

16 河内災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と四号とを県道穴水剣地線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

鳳至郡穴水町字河内リ一八〇番	標柱の所在地	標柱番号
〃	〃	一 号
〃	〃	二 号
〃	〃	三 号
〃	〃	四 号

〃	〃	〃	二五字五九番	一 号
〃	〃	〃	チ字一七九番一	二 号
〃	〃	〃	〃	三 号

17 下出災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から三号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と三号と一般国道二四九号の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

鳳至郡穴水町中居レ字八四番一	標柱の所在地	標柱番号
〃	〃	一 号
〃	〃	二 号
〃	〃	三 号

18 平尻災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と五号とを町道二三号線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

珠洲郡内浦町字松波巷式九一番一	標柱の所在地	標柱番号
〃	〃	一 号
〃	〃	二 号
〃	〃	三 号
〃	〃	四 号
〃	〃	五 号

(平七・一一・一四)
(石川県告示五五一)

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害

危険区域を表示する標柱（以下「標柱」という。）
 一号から三号までを順次直線で結んだ線、標柱三号と四号とを市道中海原線の道路敷境界線に沿って結んだ線、標柱四号と五号とを直線で結んだ線、標柱五号と六号とを一級河川津上川左岸官民地境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と六号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
小松市桂町口五八番一	一号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	五号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	六号

2 柳倉災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と二号とを直線で結んだ線、標柱二号と三号とを町道三波十六号線の道路敷境界線に沿って結んだ線、標柱三号と四号とを直線で結んだ線及び標柱一号と四号とを国道二百四十九号線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡能都町字藤波又字四八番一	一号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四号

石川県建築基準条例（昭和四十九年石川県条例第六十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

（平八・一・二六）
 （石川県告示四三）

1 大浜災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域を表示する標柱（以下「標柱」という。）
 一号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と七号とを市道四百四十六号線及び県道大谷狼煙飯田線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
珠州市三崎町寺家ホ一三番一七	一号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	五号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	六号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	七号

2 鴨川災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から三号までを順次直線で結んだ線、標柱三号と四号とを県道宇出津町野線及び村道鴨川一号線の道路敷境界線

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡柳田村字鴨川メ六番一	一号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	五号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	六号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	七号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	八号

に沿って結んだ線、標柱四号から七号までを順次直線で結んだ線、標柱七号と八号とを村道鴨川一号線の道路敷境界線に沿って結んだ線並びに標柱一号と八号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

3 田の浦災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次直線で結んだ線、標柱五号と六号とを町道二級十号線の道路敷境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と六号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡能都町字宇出津ウ字一〇番一	一号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	五号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	六号

2 白山町災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と六号とを県道野々市鶴来線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
小松市麦口町へ四〇番八	一 号
" " " " へ四二番五	二 号
" " " " へ四二番一	三 号
" " " " へ四二番一	四 号
" " " " へ四二番一	五 号
" " " " へ四二番一	六 号
" " " " へ四二番一	七 号
" " " " へ四二番一	八 号
" " " " へ四二番一	九 号
" " " " へ四二番一	一〇号
" " " " へ四二番一	一一号
" " " " へ四二番一	一二号

3 小又災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号

標柱の所在地	標柱番号
石川郡鶴来町白山町レ二二四番一	一 号
" " " " 八幡町子七番の甲の一	二 号
" " " " 子七番の甲の一	三 号
" " " " 子七番の乙	四 号
" " " " 白山町レ九九番	五 号
" " " " レ九二番二	六 号

4 乙ヶ崎災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と七号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡穴水町字小又へ二番二	一 号
" " " " へ二番二	二 号
" " " " へ二番二	三 号
" " " " へ二番二	四 号
" " " " へ二番二	五 号
" " " " へ二番二	六 号
" " " " へ二番二	七 号
" " " " へ二番二	八 号
" " " " へ二番二	九 号
" " " " へ二番二	一〇号

5 立ヶ谷内災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線、標柱四号と五号とを県道宇津野野線の道路敷境界線に沿って結んだ線、標柱六号から十号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と十号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡穴水町字乙ヶ崎ホ一八番	一 号
" " " " 子四一、四四	二 号
" " " " 番(合併)	三 号
" " " " 子三五番	四 号
" " " " 子二六番	五 号
" " " " 子三三番	六 号
" " " " 子三三番	七 号
" " " " 子三三番	八 号
" " " " 子三三番	九 号
" " " " 子三三番	一〇号

6 市之瀬災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と四号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡柳田村字上町レ三番	一 号
" " " " 二番	二 号
" " " " 七一一番	三 号
" " " " 七一一番	四 号
" " " " 七一一番	五 号
" " " " 七一一番	六 号
" " " " 七一一番	七 号
" " " " 七一一番	八 号
" " " " 七一一番	九 号
" " " " 七一一番	一〇号

7 珠洲郡内浦町字市之瀬
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線、標柱四号と五号とを県道宇津野野線の道路敷境界線に沿って結んだ線、標柱六号から十号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と十号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
珠洲郡内浦町字市之瀬壹四三番	一 号
" " " " 壹六四番	二 号
" " " " 壹五九番一	三 号
" " " " 又二番	四 号

石川建二二七号の一

7 小木三矢災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と七号とを町道十五号線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
珠洲郡内浦町字小木十二番二	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	五 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	六 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	七 号

8 皆月一号災害危険区域(拡大)
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と四号とを直線で結んだ線により囲まれた区域(ただし、昭和四十六年八月三十一日石川県告示第五百七十五号で指定した土地の区域を除く。)

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡門前町字皆月ソ一四六番	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号

9 小間生災害危険区域(拡大)
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号

までを順次直線で結んだ線、標柱五号と六号とを村道小間生一号線の道路敷境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と六号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡柳田村字小間生子七〇番	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	五 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	六 号

10 桐畑災害危険区域
次に掲げる標柱の所在地一の地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次直線で結んだ線及び標柱八号と一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域並びに次に掲げる標柱の所在地二の地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と七号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地一	標柱番号
鳳至郡柳田村字桐畑への部二八番	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	五 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	六 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	七 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	八 号

標柱の所在地二	標柱番号
鳳至郡柳田村字桐畑千六三番	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	五 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	六 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	七 号

1 今町災害危険区域
次に掲げる標柱の所在地一の地番の土地に存する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域を表示する標柱(以下「標柱」という。)一号から七号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と七号とを県道野々市・鶴来線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域並びに次に掲げる標柱の所在地二の地番の土地に存する標柱一号から五号までを町道今町三号線の道路敷境界線に沿って結んだ線、標柱五号から九号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と九号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

(平九・三・一四)
石川県告示二二五

標柱の所在地	標柱番号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	三三〇九番二
〃 〃 〃 〃 〃 〃	五部一九一番二
〃 〃 〃 〃 〃 〃	三二部二一番一
〃 〃 〃 〃 〃 〃	二九部八番一
〃 〃 〃 〃 〃 〃	二九部八番一
〃 〃 〃 〃 〃 〃	三二部九番一
	二 号
	三 号
	四 号
	五 号
	六 号
	七 号

4 字加川二号災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と十号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡穴水町字加川イ一四六番	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	五 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	六 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	七 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	八 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	九 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	一〇号

5 狼煙新町災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と六号とを市道二百四十一号線及び主要地方道大谷・狼煙・飯田線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
珠洲市狼煙町ヲ五三番	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	五 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	六 号

6 小木東町災害危険区域
次に掲げる標柱の所在地一の地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次直線で結んだ線及び標柱十四号と一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域並びに次に掲げる標柱の所在地二の地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と八号とを主要地方道能都内浦線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
珠洲郡内浦町字小木一五字二〇番一	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	五 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	六 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	七 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	八 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	九 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	一〇号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	一一号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	一二号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	一三号

標柱の所在地	標柱番号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	一四号

標柱の所在地	標柱番号
珠洲郡内浦町字小木五三〇番一	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	五 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	六 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	七 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	八 号

1 上市之瀬災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五七号）第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域を表示する標柱（以下「標柱」という。）一号から八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と八号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
珠洲郡内浦町字市之瀬ヘ字二八番	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号及び八号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃	五 号

(平一〇・一〇・二三)
石川県告示五四三

九号から二二号までを順次直線で結んだ線、標柱二二号と二三号とを主要地方道珠洲穴水線の道路敷境界線に沿って結んだ線、標柱二三号と二四号とを直線で結んだ線、標柱二四号と二五号とを町道鶴川一三〇号線の道路敷境界線に沿って結んだ線、標柱二五号と二六号とを町道鶴川一四〇号線の道路敷境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と二六号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡能都町字柏木 参字 式壹八番	一 号
" " " " 五字 式貳八番	二 号
" " " " 力字 式叁壹	三 号
" " " " " 壹番	四 号
" " " " 五字 式四貳番	五 号
" " " " ヨ字 九番甲	六 号
" " " " 六字 壹番甲	七 号
" " " " " 九番甲	八 号
" " " " 八字 壹四番	九 号
" " " " " 参参番	一〇号
" " " " " 壹参番乙	二号から
" " " " 四字 七番	一四号
" " " " 五字 七番	一五号
" " " " 四番	一六号
" " " " 壹九番	一七号
" " " " 式四番	一八号
" " " " 四四番	一九号
" " " " 壹参番五	二〇号
" " " " 五字 七八番	二一号
" " " " 壹参番	二二号
" " " " 壹参番	二三号
" " " " 壹参番	二四号
" " " " 壹参番	二五号

参字 式貳六番 参 二六号

5 飯田城山災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から一〇号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と一〇号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
珠洲市飯田町イ部八番一	一 号から
" " " " 八番一〇	二 号
" " " " " 八番一〇	三 号
" " " " 若山町出田四部一四番二	四 号
" " " " 飯田町壹〇部二〇番二	五 号
" " " " " 三五番五	六 号
" " " " " 三二番三	七 号
" " " " " 三二番	八 号
" " " " " 三二番	九 号
" " " " " 三二番	一〇号

(平一一・二・七) 石川県告示六五〇

石川県建築基準条例(昭和四九年石川県条例第六七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

1 福留災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四四年法律第五七号)第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域を表示する標柱(以下「標柱」という。)標柱一号から一〇号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と一〇号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
--------	------

標柱の所在地	標柱番号
七尾市三室町壹〇六 壹参番	一 号
" " " " ろ 壹七参番	二 号
" " " " " 壹七 五番	三 号
" " " " " 壹参番	四 号
" " " " " 式貳参番	五 号
" " " " " 式貳参番	六 号
" " " " " 壹参番	七 号
" " " " " 力 四参番	八 号
" " " " " 参五参番	九 号
" " " " " 参五参番	一〇号

2 殿災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と六号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
七尾市殿町ヲ 七七番	一 号
" " " " " 六 壹七番甲	二 号
" " " " " " 丙	三 号
" " " " " 参〇参式	四 号
" " " " " 参参参式	五 号
" " " " " 参参参式	六 号

3 百海災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と五号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
七尾市庵町才 六参参	一 号

号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と一〇号とを県道輪島山田線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市三井町与呂見嘉一〇七番二	一
遠三六番	二
四八番	三
五三番一	四
和一九番	五
礼二九番	六
二七番	七
二五番甲	八
二五番乙	九
太七五番	一〇

5 西二又災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から一八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と一八号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市西二又町ホ二八番	一
へ一七一番	二
ホ三四番乙	三
五〇番	四
ト一〇一番乙	五
ホ七二番	六
二六番	七
一一九番三	八
一一八番二	九
一三二号	一〇

6 市ノ瀬災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と九号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
九六番乙	一
ホ六一番	二
五一番	三
ホ三三番	四
二九番一	五
	六
	七
	八
	九

標柱の所在地	標柱番号
輪島市市ノ瀬町八部八七番三	一
坂尻四〇番甲三	二
一一番	三
八部一九番	四
四部二〇番	五
二番一	六
六部一五八番一	七
小ヶ坂一番	八
八部一〇番	九

7 多々羅災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から一二号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と一二号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡柳田村字合鹿ソ五六番一	一
ヲ二〇番甲	二
一一八番甲	三
一二番	四

8 五十里災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次直線で結んだ線、標柱四号と五号とを主要地方道珠洲穴水線の道路敷境界線に沿って結んだ線、標柱五号と六号とを町野川左岸河川敷境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と六号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
二八一〇八番乙	一
ヨ五番	二
一一三番一	三
一一五番	四
一六番甲	五
夕四七番	六
レ六番	七
三一番	八
	九
	一〇
	一一
	一二

9 寺分災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と九号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡柳田村字五十里キ三番甲	一
ナ一九番	二
キ一〇番	三
ラ一四五番一	四
子二〇番一	五
キ三番乙	六

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡柳田村字五郎左エ門分八三〇	一

五番四	七号
二番	八号

(平一三・一・一二)
石川県告示一六

石川県建築基準条例(昭和四九年石川県条例第六七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

1 杉平災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四四年法律第五七号)第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域を表示する標柱(以下「標柱」という。)一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線、標柱九号と標柱一〇号とを主要地方道七尾輪島線の道路敷境界線に沿って結んだ線、標柱一〇号から標柱一四号までを順次直線で結んだ線、標柱一四号と標柱一五号とを市道杉平一号線の道路敷境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と標柱一五号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

輪島市杉平町四字一番乙	標柱の所在地	標柱番号
式字二四番	二番	二号
式字二四番	二番	三号
式字二四番	二番	四号
式字二四番	二番	五号
式字二四番	二番	六号
式字二四番	二番	七号
式字二四番	二番	八号
式字二四番	二番	九号

り囲まれた区域

鳳至郡柳田村字笹川一	三番二	標柱番号
四番五	四番二	三号
四番二	六番五	七号
六番五	三番	八号
三番	梅一九八番	九号
三番	礼五〇番六	三号及び四号
三番	三九番一	二号
三番	一〇番二	一号
三番	一〇番三	二〇号
八番	字笹川イ二九番一	九号
四九番二	四九番一	八号
四九番一		七号
		六号
		五号
		四号
		三号
		二号
		一号

12 火宮災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と八号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

珠洲市若山町火宮三部八三番	標柱の所在地	標柱番号
一七部三八番	一七部三八番	一号
三九番	三九番	二号
一部三五番・三六番甲合併	一部三五番・三六番甲合併	三号
一六番二	一六番二	四号
一七番	一七番	五号
		六号

フー番	三番	標柱番号
四番	天五八番	七号
六号	六一番	八号
	八九一	九号
	三六番	

10 蓮花坊災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と二号とを県道与呂見藤波線の道路敷境界線に沿って結んだ線、標柱二号から八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と八号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

鳳至郡柳田村字當目二一	標柱の所在地	標柱番号
四九番一	一四	一号
五三番一	一七	二号
二四番	一四	三号
六九番	一九	四号
一番	一八	五号
三五番一	一九	六号
一二番	一九	七号
一七番一		八号

11 笹川災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から一四号までを順次直線で結んだ線、標柱一四号と一五号とを村道上谷鶴ヶ谷線の道路敷境界線に沿って結んだ線、標柱一五号から二一号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と二一号とを直線で結んだ線による

2 神和住災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号とを主要地方道内浦柳田線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

蝦夷六二番三	七番甲	一八番	一六番二	一六番乙	四字一番甲
一〇号	一一号	一二号	一三号	一四号	一五号

3 笹川二号災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

鳳至郡柳田村字神和住	子二二番一	六二一番一	七番	六番甲	中齐二二三	メ	二九番	一三番一
標柱番号	一号	二号	三号	四号及び五号	六号	七号	八号	七号

鳳至郡柳田村字笹川ナ六三番一

六六番	六一番四	四八番二	ロ二〇番一
一号	二号	三号	四号及び五号

4 日詰脇二号災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次直線で結んだ線、標柱五号と標柱六号とを村道日詰脇一号線の道路敷境界線に沿って結んだ線、標柱六号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号とを県道柳田線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

一九番一
七号及び八号

5 桐畑災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱一四号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一四号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

鳳至郡柳田村字柳田子二番一	三番	三三番甲	三五番	ラ七三番甲	子六番一	三六番二	
標柱番号	一号	二号	三号	四号	五号及び六号	七号	八号及び九号

鳳至郡柳田村字桐畑へ一八番甲

チ一九番	四九番	字小間生七一	二番	三五番丙	八	一三番
一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号及び八号

6 大浜二号災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱一〇号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一〇号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

六 一〇番一	字桐畑チ一番乙	六三番	三四番一	へ一六番
六号及び七号	一号	二号	三号	一四号

珠洲市三崎町寺家部一九番

へ部七五番	ト部一番	二番	一一九番	一六七番	一七一番三	へ部六六番二	六〇番一	
一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号及び一〇号

(平一三・四・一〇) 石川県告示二二八

石川県建築基準条例(昭和四九年石川県条例第六七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

1 半浦災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鹿島郡能登島町字半浦九	一八番
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二二三番
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二番甲
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四六番
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四五番二
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四七番
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	五二番
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	七〇番
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	七二番
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	七九番
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	八二番
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	八七番
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	八八号

(平一四・一・一五)
石川県告示二四

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。

1 栢戸災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号とを市道東湊五号線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
七尾市沢野町ソ四五番	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	五 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	六 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	七 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	八 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	九 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一〇号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一一号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一二号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一三号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一四号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一五号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一六号

標柱の所在地	標柱番号
〃 〃 〃	八 号
〃 〃 〃	九 号
〃 〃 〃	一〇号
〃 〃 〃	一一号
〃 〃 〃	一二号
〃 〃 〃	一三号
〃 〃 〃	一四号
〃 〃 〃	一五号
〃 〃 〃	一六号
〃 〃 〃	一七号
〃 〃 〃	一八号
〃 〃 〃	一九号
〃 〃 〃	二〇号
〃 〃 〃	二一號
〃 〃 〃	二二號
〃 〃 〃	二三號
〃 〃 〃	二四號
〃 〃 〃	二五號
〃 〃 〃	二六號
〃 〃 〃	二七號
〃 〃 〃	二八號
〃 〃 〃	二九號
〃 〃 〃	三〇號
〃 〃 〃	三一號
〃 〃 〃	三二號
〃 〃 〃	三三號
〃 〃 〃	三四號
〃 〃 〃	三五號
〃 〃 〃	三六號
〃 〃 〃	三七號
〃 〃 〃	三八號
〃 〃 〃	三九號
〃 〃 〃	四〇號
〃 〃 〃	四一號
〃 〃 〃	四二號
〃 〃 〃	四三號
〃 〃 〃	四四號
〃 〃 〃	四五號
〃 〃 〃	四六號
〃 〃 〃	四七號
〃 〃 〃	四八號
〃 〃 〃	四九號
〃 〃 〃	五〇號
〃 〃 〃	五一號
〃 〃 〃	五二號
〃 〃 〃	五三號
〃 〃 〃	五四號
〃 〃 〃	五五號
〃 〃 〃	五六號
〃 〃 〃	五七號
〃 〃 〃	五八號
〃 〃 〃	五九號
〃 〃 〃	六〇號
〃 〃 〃	六一號
〃 〃 〃	六二號
〃 〃 〃	六三號
〃 〃 〃	六四號
〃 〃 〃	六五號
〃 〃 〃	六六號
〃 〃 〃	六七號
〃 〃 〃	六八號
〃 〃 〃	六九號
〃 〃 〃	七〇號
〃 〃 〃	七一號
〃 〃 〃	七二號
〃 〃 〃	七三號
〃 〃 〃	七四號
〃 〃 〃	七五號
〃 〃 〃	七六號
〃 〃 〃	七七號
〃 〃 〃	七八號
〃 〃 〃	七九號
〃 〃 〃	八〇號
〃 〃 〃	八一號
〃 〃 〃	八二號
〃 〃 〃	八三號
〃 〃 〃	八四號
〃 〃 〃	八五號
〃 〃 〃	八六號
〃 〃 〃	八七號
〃 〃 〃	八八號
〃 〃 〃	八九號
〃 〃 〃	九〇號
〃 〃 〃	九一號
〃 〃 〃	九二號
〃 〃 〃	九三號
〃 〃 〃	九四號
〃 〃 〃	九五號
〃 〃 〃	九六號
〃 〃 〃	九七號
〃 〃 〃	九八號
〃 〃 〃	九九號
〃 〃 〃	一〇〇号

2 岡二号災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十六号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
七尾市岡町式一五番	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	五 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	六 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	七 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	八 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	九 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一〇号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一一号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一二号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一三号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一四号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一五号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一六号

3 直津災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	五 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	六 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	七 号

標柱の所在地	標柱番号
七尾市直津町ヨ四五番二	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	五 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	六 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	七 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	八 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	九 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一〇号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一一号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一二号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一三号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一四号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一五号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一六号

4 須曾二号災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十六号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鹿島郡能登島町須曾式〇	一 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	二 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	三 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	四 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	五 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	六 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	七 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	八 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	九 号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一〇号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一一号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一二号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一三号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一四号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一五号
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	一六号

石川建二三七号の一

3 浪田二号災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号とを市道浪田一号線の道路敷境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市浪田町ケ七二番一	一号
十二番甲	二号
五番一	三号
コ二九番	四号
三一三番	五号
ナ一三番丙	六号
フ六七番	七号
五五番	八号
九号	九号

4 桶戸災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十五号までを順次直線で結んだ線及び標柱十五号と標柱一号とを輪島市道・川西・桶戸線の境界線に沿って結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市町野町桶戸ホ二番	一号
兄ノ高三番	二号
ホ一七番	三号
兄ノ高一三番一	四号

5 広江災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱十一号から標柱二十八号までを順次直線で結んだ線、標柱二十八号と標柱九号とを直線で結んだ線、昭和五十八年五月十三日告示第三百二十四号で指定した広江急傾斜地崩壊危険区域の境界線に沿って標柱九号と標柱八号とを結んだ線及び標柱八号と標柱十一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

一〇番
一一番
一二番
ホ三三番
二五番一
二四番一
二三番
二二番甲
一九番一
一五番一
一三番一
五号
六号
七号
八号
九号
一〇号
一一号
一二号
一三号
一四号
一五号

標柱の所在地

輪島市町野町広江参字三八番二	八号
イ六番一	九号
参字三八番二	一一号
参〇字一二番・一三番合併四	一二号
九番	一三号
一五番一	一四号
五三番	一五号
一六号	一六号

6 火宮二号災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次直線で結んだ線及び標柱十号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

一七号
一八号
一九号
二〇号
二二番甲
参〇字一七番
二二番
二三番
二四番
二五号
二六号
二七号
二八号

標柱の所在地

珠洲市若山町中田千部二二番	一号
古蔵子部一番乙	二号
中田千部二二番	三号
古蔵老〇部一番	四号
丑部八番	五号
火宮八部七番	六号
老〇部一〇三番一	七号
い部二四番	八号
老六部五番四	九号
三番一	一〇号

結んだ線に囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
鳳至郡能都町字波並一六字一五番二	一 号
" " " " " " " " " " " "	二 号
" " " " " " " " " " " "	三 号
" " " " " " " " " " " "	四 号
" " " " " " " " " " " "	五 号
" " " " " " " " " " " "	六 号
" " " " " " " " " " " "	七 号

5 横地災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十八号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十八号とを結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市横地町六字一二番	一 号
" " " " " " " " " " " "	二 号
" " " " " " " " " " " "	三 号
" " " " " " " " " " " "	四 号
" " " " " " " " " " " "	五 号
" " " " " " " " " " " "	六 号
" " " " " " " " " " " "	七 号
" " " " " " " " " " " "	八 号
" " " " " " " " " " " "	九 号
松尾平一七番	一〇号
" " " " " " " " " " " "	一一号
" " " " " " " " " " " "	一二号
" " " " " " " " " " " "	一三号

6 上地災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次直線で結んだ線及び標柱五号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
" " " " " " " " " " " "	一 四号
" " " " " " " " " " " "	一 五号
" " " " " " " " " " " "	一 六号
" " " " " " " " " " " "	一 七号
" " " " " " " " " " " "	一 八号

標柱の所在地	標柱番号
輪島市波田町ヲ七番甲	一 号
" " " " " " " " " " " "	二 号
" " " " " " " " " " " "	三 号
" " " " " " " " " " " "	四 号
" " " " " " " " " " " "	五 号

(平一五・九・一六) 石川県告示五三六

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。
1 月橋町災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次直線で結んだ線及び標柱八号と標柱一号とを町道月橋一号線に沿って結んだ線により囲まれた区域

2 本町四丁目災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次直線で結んだ線及び標柱四号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
石川郡鶴来町月橋町ル一五五番一	一 号
" " " " " " " " " " " "	二 号
" " " " " " " " " " " "	三 号
" " " " " " " " " " " "	四 号
" " " " " " " " " " " "	五 号
" " " " " " " " " " " "	六 号
" " " " " " " " " " " "	七 号
" " " " " " " " " " " "	八 号

3 風無三号災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
石川郡鶴来町本町四丁目千目四九番	一 号
" " " " " " " " " " " "	二 号
" " " " " " " " " " " "	三 号
" " " " " " " " " " " "	四 号

標柱の所在地	標柱番号
羽咋郡富来町風無チ一二番	一 号

二	号	九番
三	号	九番
四	号	九番
五	号	九番
六	号	九番
七	号	九番

4 杉平二号災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱二十五号と標柱一号とを直線で結んだ線及び標柱二十五号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市杉平町源畑五六番一	一号
五字二〇番一	二号
二三番甲一	三号
六字三番一	四号
木戸谷内九一番	五号
七八番一	六号
七九番四	七号
八字一番四	八号
二番三	九号
二番三	一〇号
二番三	一一号
二番三	一二号
二番三	一三号
二番三	一四号
二番三	一五号
二番三	一六号
二番三	一七号

一八号	六四番四
一九号	四九番
二〇号	四三番
二一号	二八番
二二号	源畑一番
二三号	二番二
二四号	二番一
二五号	五字二七番二

(平一六・三・九)
石川県告示一四三

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を災害危険区域に指定する。
1 清沢町下災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域を表示する標柱(以下「標柱」という。)一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱九号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
石川郡鶴来町日詰町カ一四八番	一号
午七二番一	二号
清沢町西三番四	三号
一七四番	四号
日詰町イ一番一	五号

六号	清沢町ヨ一〇四番
七号	六八番三
八号	六五番
九号	日詰町ヨ七番

2 鉢伏災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱二号とを市道鉢伏一号線及び市道鉢伏三号線の道路境界線に沿って結んだ線、標柱二号と標柱十一号までを順次直線で結んだ線及び標柱十一号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
かほく市鉢伏ワ六四番一	一号
ヲ一七番二	二号
九番甲	三号
申六六番	四号
一〇番三	五号
申七番	六号
ス二七番	七号
申七番	八号
一〇番三	九号
ワ五二番六	一〇号
ワ五二番六	一一号

3 中浦災害危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次直線で結んだ線及び標柱十二号と標柱一号とを直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
中浦	標柱番号

石川建二六七号の一

